

発行日
価格

最低額面金
券行客

用 振 の 法 発 号
等 替 条 律 行 称
法 項 及 の 及
の び 根 ひ
適 そ 拠 記

○財務省告示第四百十一号
個人向け国債の発行等に
年財務省令第六十八号（第
基づき、平成二十三年十一
人向け国債の発行条件等を
平成二十三年十二月七

財務大臣 安住淳

個人向け利付国庫債券（固定・三年）（第十七回）特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。」の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。預面金額で八百二十六億五千四

十 十 十 十 十
六 五 四 三 二

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二条に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.17}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日
から発行日までの日数

×
365

(二) 平成二十五年五月十五日以

後の場合
額面金額 + 経過利子に相当する金額
 $\times \frac{80}{100} \times 2$

十七 の 中途換金 特例換金

害とつ條法のみのと受けると前
救するの律、居き益る号に
助るは十第地住する特別に
法。、九六方には障害者を含む。
(当第十自治市町村続害者)扶養人
の該一七法号(昭)人が信託契約
二お當定二和別、死託契約のほ
年い該都百二別、死託契約のほ
法て市市五十区又亡契約のほ
律、のに十二をははそた年含
第災区あ二年含

百十八号による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかるつたときには、当該個人向け国債を有する者が、平成二十四年十一月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。[。]

(一) 平成二十四年五月十五日か

平成二十四年五月十五日から平成二十四年十一月十五日前までの間の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 $\times \frac{80}{100}$) + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当

(二) 平成二十四年五月十五日前

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

日本銀行

元利金支